

網走市健康ポイント事業実施要綱

令和7年7月1日制定

（目的）

第1条 この要綱は、ウォーキングや健康事業に参加した市民に対し、賞品等への交換等に利用できるポイントを付与することで、健康的な生活習慣の定着や自己の健康管理を推進する「網走市健康ポイント事業（以下「本事業」という。）」について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）アプリ 網走市が指定するスマートフォンアプリをいう。
- （2）網走健康ポイントカード（以下「カード」という。） 付与されたポイントを押印するカードをいう。
- （3）ポイント この要綱に定めるポイント付与対象への参加等により付与されるポイント及びアプリに記録された歩数に応じて付与されるポイントをいう。

（対象者）

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、網走市内に居住する実施年度の4月1日現在で満18歳以上の者とする。

（参加方法）

第4条 本事業への参加を希望する対象者は、アプリを自身が所有するスマートフォンにダウンロードし必要な登録を行う、または、カードの使用のいずれかを選択し、本事業に参加する。

（ポイント付与対象）

第5条 ポイント付与対象は、次に掲げる事業のうち、毎年度市長が定める。

- （1）健康診断（職域で実施するものを含む。）
- （2）各種がん検診、人間ドック・脳ドック
- （3）市が実施する健康づくり事業
- （4）住民の体育施設利用
- （5）その他市長が特に必要と認める事業

（事業の実施期間）

第6条 事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（ポイントの付与）

第7条 ポイントは、第5条に規定するポイント付与対象事業への参加または、利用した者に次の各号に定める方法により付与する。

- （1）アプリによる参加者（以下「アプリユーザー」という。）はアプリ内にポイントを付与・記録する。
 - （2）カードによる参加者（以下「カードユーザー」という。）には用紙内へ当該ポイント数のスタンプを押印する。
- 2 アプリユーザーに限り、アプリにて記録された歩数に応じてポイントを付与する。

- 3 前2項により付与されるポイント数は、毎年度市長が定める。
- 4 アプリやカードの削除、紛失又は毀損等によりポイントの記録が不明となった場合は、そのポイント数は無効となるものとし、無効となるポイント数について市は一切責任を負わないものとする。ただし、再登録後、無効となったポイント数を確認できる場合にはそのポイント数を合算できる。
- 5 ポイントは翌年度以降に繰り越すことはできない。
- 6 年度途中で参加方法を変更する場合、網走市健康ポイント事業参加方法変更届（第1号様式）にて市長に申請を行うこととする。その際、ポイントの引き継ぎは同額とする。ただし、アプリユーザーがカードユーザーへ変更する場合、3,000ポイントを上限とする。

（賞品の交換）

- 第8条 参加者は賞品と交換できるポイント数（以下「達成ポイント」という。）に達したときは、次の各号に定める方法により賞品と交換できるものとする。
- （1）アプリユーザーは、市役所窓口を設置したQRコードを読み取る。
 - （2）カードユーザーは、ポイント数に達した者の氏名等が記載された当該年度のカードと網走市健康ポイント事業あばしり健康応援商品券交換申請書（第2号様式）を市長に提出する。
- 2 商品との交換の申請期限は、毎年度3月末日（その日が土曜日または日曜日の場合は、その直前の金曜日）までとする。
 - 3 達成ポイントは、毎年度市長が定め、市民に広報するものとする。

（賞品）

- 第9条 ポイントと交換する賞品は、あばしり健康応援商品券（以下「商品券」という。）とする。
- 2 前項に規定する商品券は、1人あたり1年度につきアプリユーザーは5,000円分、カードユーザーは3,000円分を限度とする。

（商品券の使用範囲および期間）

- 第10条 商品券は、民間事業者等で商品券を取り扱う事業者（以下「商品券取扱店」という。）との間においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、交付の日から当該事業年度の次年度の6月30日までとする。

（商品券取扱店の登録及び抹消）

- 第11条 商品券取扱店として登録できるものは、網走市内に所在する店舗等において食料品を取り扱う（外食を除く。）、市長が適当と認めた事業所とする。
- 2 商品券取扱店として登録を希望する事業所は、網走市健康ポイント事業あばしり健康応援商品券取扱店登録申請書（第3号様式）により市長へ申請するものとする。
 - 3 市長は、前項の申請があった事業所について商品券取扱店としての登録の可否を審査し、網走市健康ポイント事業あばしり健康応援商品券取扱店登録申請の結果について（通知）（第4号様式）により、当該事業所に通知する。
 - 4 前項の規定により、登録された事業所は、翌年度以降の登録を自動更新するものとし、登録を抹消する場合は、網走市健康ポイント事業あばしり健康応援商品券取扱店登録抹消申出書（第5号様式）により抹消1ヶ月前までに市長へ申請するものとする。

（商品券の再交付）

第12条 商品券の交付を受けた者が商品券を紛失又は破損した場合の再交付は行わない。

(商品券の返還)

第13条 商品券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該商品券を市長に返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 網走市外に転居したとき。
- (3) 商品券の偽造等により不正に使用したと認められるとき。

(譲渡等の禁止)

第14条 商品券の交付を受けた者は、交付を受けた商品券を交付者自身以外の者の使用に供し、又は譲渡してはならない。

(商品券取扱店の遵守事項)

第15条 商品券取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第10条第1項に定められた使用範囲内で、商品券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 商品券の譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 前2号の他、この事業の趣旨に反する行為を行わないこと。

(商品券取扱店登録の取消し)

第16条 市長は、商品券取扱店において、前条各号に定める事項に反する行為があった場合は、当該商品券取扱店の登録を取り消すものとする。

(商品券代金の請求)

第17条 商品券取扱店は、第10条第2項に定める使用期間内に提供した商品の対価として商品券の交付を受けた者から受領した商品券を添付し、網走市健康ポイント事業あばしり健康応援商品券請求書（第6号様式）に必要事項を記載し、翌月10日までに市長へ請求することとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、請求内容を審査し、適当と認めるときは、請求金額を請求のあった月の末日までに指定口座へ振り込むこととする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
2. 第6条に定める事業の実施期間は、令和7年度に限り、市が定めるアプリの運用開始から翌年3月31日までとする。